

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

本会はすべての職員の働きやすい環境の整備と子育てを行う職員の仕事と子育ての両立を実現することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年9月1日から平成32年8月31日までの5年間

2. 内 容

目 標①：男性の子育て目的の休暇の取得を促進する。

対 策

- ・平成27年 9月～：子育て目的の休暇状況調査。
- ・平成27年11月～：職員への育児のための休暇について周知。
- ・平成28年 2月～：課長会議等で取得状況の報告及び取得促進について説明し、管理職から対象となる男性職員への働きかけの実施。

目 標②：職員の年次有給休暇促進のため、年次有給休暇年間取得日数平均10日以上とする。

対 策

- ・平成27年10月～：課ごとの年次有給休暇状況調査。
- ・平成28年 1月～：課長会議等で取得状況の報告及び取得促進について働きかけの実施。

平成27年8月31日
福島県国民健康保険団体連合会